

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

公 告

- 随意契約の相手方を決定した件
- 一般競争入札を行う件
- 福島県警察本部
- 一般競争入札を行う件二件
- 福島県労働委員会
- あつせん員候補者として委嘱した件
- 福島海区漁業調整委員会
- いかつり漁業について指示する件

二七 二七 二六 二六 二六

公 告

公告第97号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける県庁舎等清掃業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年5月8日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
県庁舎等清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部文書管財総室施設管理課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年3月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
キョウワプロテック株式会社 福島県福島市五月町3番20号
- 5 随意契約に係る契約金額
69,063,840円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成30年2月13日
- 8 随意契約とすることとした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当
(施設管理課)

公告第98号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける国道118号・（仮称）下郷大橋上

部工事の請負について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年5月8日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

(1) 調達をする建設工事の名称及び数量 国道118号・（仮称）下郷大橋上部工事 一式

(2) 工事番号 第18-41360-0030号

(3) 路線名 国道118号

(4) 工事箇所 福島県南会津郡下郷町大字小沼崎地内 （仮称）下郷大橋

(5) 工事概要 橋梁上部工 L=342.5m、W=7.0(9.5)m

RC固定アーチ橋

(6) 工期 議会の議決を得た日から3日を経過した日から平成33年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している共同企業体（2以上の者が当該入札に係る業務を共同連帯して請け負う場合における当該共同連結関係にある各者により構成される企業体をいう。以下同じ。）であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 構成員の全てがアからカまでに掲げる条件を全て満足している者であること及び当該共同企業体の代表である構成員がキからケまでに掲げる条件を全て満足している者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれにも該当しない者であること。

イ 福島県の工事等請負有資格業者名簿に登録されている者にあつては、一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの期間に福島県から福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）第2条、第3条第1項から第3項まで及び第6条の規定に基づく入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

ウ 土木工事業（建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の土木一式工事の項に規定する土木工事業をいう。以下同じ。）に係る同法第15条の特定建設業の許可を受けている者であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成14年6月17日付け14監第813号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。

オ この公告の時点において有効な、かつ、最新の建設業法第27条の23第1項の審査（以下「経営事項審査」という。）の結果のうち、土木一式工事の総合評定値が850点以上であること。

カ 1級土木施工管理技士の資格を有し、土木工事業に対応した監理技術者資格者証（建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証をいう。以下同じ。）の交付を受け監理技術者講習（建設業法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習をいう。以下同じ。）を修了している者（当該入札者と3月以上直接の雇用関係にある者に限る。）を監理技術者又は主任技術者として本工事現場に専任で配置できる者であること。

キ この公告の時点で有効かつ最新の経営事項審査の結果のうち、土木一式工事（プレストレストコンクリート構造物工事）の総合評定値が1,000点以上であること。

ク 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の時点において、支間長が100m以上のアーチ橋の新設工事を単独で又は共同企業体の構成員（出資比率20%以上の場合のものに限る。）として同一橋梁で施工した実績を有する者であること。

ケ 1級土木施工管理技士の資格を有し、土木工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け監理技術者講習を修了している者で、一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の時点において、支間長が100m以上のアーチ橋の新設工事の施工管理経験（監理技術者又は主任技術者としての施工経験をいう。）を同一橋梁で有する者（当該入札者と3月以上直接の雇用関係にある者に限る。）を監理技

- 術者又は主任技術者として本工事現場に専任で配置できる者であること。
- (2) 構成員は、2者又は3者であること。
 - (3) 自主結成であること。
 - (4) 各構成員の出資比率は、2者の場合はそれぞれ30%以上、3者の場合はそれぞれ20%以上であること。ただし、出資比率が最大の構成員が当該共同企業体の代表であること。
 - (5) 構成員は、他の共同企業体の構成員として本件入札に参加しないこと。
 - (6) 当該工事の施工計画が適切である者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(1)のウ及びオからケまで、(2)から(4)まで並びに(6)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、技術提案書と合わせて、平成30年6月1日(金)午後5時までに次の場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号967-0004 福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277番地1
福島県南会津地方振興局出納室
電話0241-62-5352
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において、平成30年5月8日(火)から同年7月17日(火)まで(土曜日、日曜日及び同月16日を除く。)の午前9時から午後5時まで。
なお、福島県南会津地方振興局出納室ホームページからダウンロードして入手することができる。
- 5 入札説明書等の配布に関する事項
次により、入札説明書、入札心得、仕様書、申請書等を配布する。
(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成30年7月13日(金)午後5時までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所
(1) 日時 平成30年7月18日(水)午前10時
(2) 場所 福島県南会津合同庁舎2階会議室(福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277番地1)
(3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成30年7月17日(火)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札説明書及び入札心得において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 入札方法
(1) 本件入札は、総合評価方式一般競争入札により行う。
(2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 本件は、低入札価格調査制度適用工事である。
- 11 落札者の決定方法
(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、当該工事に係る技術提案が最低限の

要求要件を全て満足している者のうち、次に掲げる式により算出された評価値が最も高い者を落札候補者とする。

評価値＝技術評価点÷評価値算出価格×10,000,000

ア 評価値には小数点以下の有効桁数を設けないが、評価値の表記については、小数点以下第5位を切り捨てる。ただし、評価値の表記が同じである場合は、評価値の表記が異なることとなる桁数まで表記する。

イ 技術評価点は、標準点に加算点を加算した点とする。

ウ 標準点は、3の入札参加資格の確認を受けた場合に付与される点であって、その点は100点とする。

エ 加算点は、入札説明書で示す落札者決定基準に基づき技術提案書を審査して算出された点とする。

オ 評価値算出価格は、基準価格設定型により設定する。

- (2) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者候補者の順位を決定する。

12 契約の成立

本工事の契約については、落札決定後に仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年福島県条例第21号）第2条の規定に基づき、福島県議会の議決を得たときに成立するものとする。

ただし、契約の相手方の決定後、議決までの間に契約の相手方（法人である場合は、法人の役員又はその使用人）が逮捕されるなど反社会的な行為等があり、その者を契約の相手方とすることが適当でないと認めるときは、契約を締結しない。

なお、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。

13 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他 詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the contract : The construction work of the Shimogou bridge(tentative name) on the Route 118 1set
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 10:00a.m., 18 July 2018
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00p.m., 17 July 2018
- (4) Contact point for the notice : Treasury Office, Minamiaizu Development Bureau, Fukushima Prefectural Government, 4277-1 Negoya, Tajima, Minamiaizu-machi, Minamiaizu-gun, Fukushima 967-0004 Japan TEL0241-62-5352
(南会津地方振興局出納室)

福島県警察本部公告第66号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県警察本部交通管制センター上位装置の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年5月8日

福島県警察本部長 松 本 裕 之

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 福島県警察本部交通管制センター上位装置 一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成31年3月1日から平成36年2月29日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
- (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に

掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年6月5日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県警察本部警務部会計課
電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、平成30年5月8日（火）から同年6月5日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙150枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 平成30年6月21日（木）午前11時30分
- (2) 場所 福島県庁本庁舎4階本部対策室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成30年6月20日（水）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products for lease : Fukushima Polic Traffic Control Center Central Computer System for Traffic Control 1set (including related costs concerning emplacement, installation, assembly, adjustment, maintenance, etc.)
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 11:30a.m., 21 June 2018
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00p.m., 20 June 2018
- (4) Contact point for the notice : Accounting Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8686 Japan TEL024-522-2151

(会 計 課)

福島県警察本部公告第67号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける指掌紋情報管理システムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭

和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年5月8日

福島県警察本部長 松本 裕之

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 指掌紋情報管理システム 一式(搬入、据付け、組立て、調整、機器保守等を含む。)
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成31年1月1日から平成36年12月31日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
- (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年6月5日(火)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課

電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、平成30年5月8日(火)から同年6月5日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙35枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 平成30年6月21日(木)午後1時30分
- (2) 場所 福島県庁本庁舎4階本部対策室(福島県福島市杉妻町2番16号)
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成30年6月20日(水)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分

の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products for lease : Computer system for control of finger and palm print data lset (including related costs concerning emplacement, installation, assembly, adjustment, maintenance, etc.)
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30p.m., 21 June 2018
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00p.m., 20 June 2018
- (4) Contact point for the notice : Accounting Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8686 Japan TEL024-522-2151

(会 計 課)

福島県労働委員会

公告第一号

労働関係調整法（昭和二十二年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱したあつせん員候補者は、次のとおりである。

平成三十年五月八日

福島県労働委員会
会長 伊藤 宏

氏名	現職	前歴	委嘱年月日
伊藤 宏	福島県労働委員会公益委員 国立大学法人福島大学理事・副学長	国立大学法人福島大学 経済経営学類教授	平成28年6月21日
吉高神 明	福島県労働委員会公益委員 国立大学法人福島大学経済学類教授	国立大学法人福島大学 経済経営学類助教授	同
駒田 晋一	福島県労働委員会公益委員 弁護士		同
平石 典生	福島県労働委員会公益委員 弁護士		同
横 裕康	福島県労働委員会公益委員 弁護士		同
坂路 芳知	福島県労働委員会労働者委員 フナエスト岩田労働組合福島支部長	フナエスト岩田労働組合 福島支部執行委員	同
鈴木 三男	福島県労働委員会労働者委員 UIゼンセン福島県支部長	UIゼンセン同盟埼玉 県支部長	同
高橋由紀子	福島県労働委員会労働者委員 富士通アイソック労働組合		同

	執行委員		
田母神正広	福島県労働委員会労働者委員 全日本運輸産業労働組合連 合会福島県連合会執行委員長	全日本運輸産業労働組 合連合会福島県支部書 記長	同
八巻 由美	福島県労働委員会労働者委員 福島市役所職員労働組合副執 行委員長	福島市役所職員労働組 合特別執行委員	同
穴澤 耕二	福島県労働委員会使用者委員 一般社団法人会津地区経営者 協会専務理事	社団法人会津地区経営 者協会事務局長	同
石山 純恵	福島県労働委員会使用者委員 株式会社クリフ代表取締役	株式会社アゴラ専務取 締役	同
小泉 長平	福島県労働委員会使用者委員 磐城通運株式会社取締役総務 部長	磐城通運株式会社平文 店長	同
永山 忍	福島県労働委員会使用者委員 郡山運送株式会社代表取締役 会長	郡山運送株式会社代表 取締役社長	同
星 逸朗	福島県労働委員会使用者委員 福島県経営者協会連合会専務 理事兼事務局長	福島県中部経営者協会 専務理事兼事務局長	同
高荒 由幾	福島県労働委員会事務局長	福島県こども未来局次 長	平成30年4 月24日
山田 英一	福島県労働委員会事務局次長 兼審査調整課長	福島県立博物館副館長	平成30年4 月24日
佐藤 行広	福島県労働委員会事務局審査 調整課主幹兼副課長	福島県立磐城高等学校 事務局長	平成29年4 月25日

(審査調整課)

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第三号

福島県の地先海面におけるいかつり漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成三十年五月八日

福島海区漁業調整委員会

会長 新妻 芳 弘

- 一 操業の承認
いかつり漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、手釣又は竿釣に使用する総トン数五トン未満の船舶については、この限りでない。
 - 二 承認の対象漁船
いかつり漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数三十トン未満とする。
 - 三 操業期間
操業期間は、平成三十年六月一日から平成三十一年一月三十一日までとする。
制限又は条件
 - 四 操業の禁止区域
次に掲げる海域での操業は、禁止する。
双葉郡富岡町小良ヶ浜灯台から正東の線以北の水深四十五メートル以浅の福島県の海域
- 2 承認証の備付け及び標識の表示
操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。
- ↑ 40センチメートル ↓
福海いかつり
30第 号
↓ 20センチメートル ↓
- 3 操業の協定
操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。
 - 4 漁獲成績の報告
操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委

- 五 員会に提出しなければならない。
承認の取消し
この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。
- 六 この指示の有効期間は、平成三十年六月一日から平成三十一年五月三十一日までとする。